

介護現場におけるテクノロジーの導入・活用に関する集団協定書

「介護業界の労働環境向上を進める労使の会」が推進し、介護従事者の労働環境向上を趣旨とした標記協定に賛同する、〇〇株式会社(以下、法人という)とUAゼンセン日本介護クラフトユニオン(以下、NCCUという)は、介護現場におけるテクノロジーの導入・活用にあたり下記のとおり協定する。

(テクノロジーの定義)

第1条 ここにいうテクノロジーとは、介護ロボット、センサー、ICT、AI等の介護業務全般を補助する機器の総称とする。

(テクノロジー導入・活用の目的)

第2条 法人とNCCUは、テクノロジー導入の目的について、従事者の負担軽減やサービスの質の維持・向上を第一義とし、テクノロジーの導入・活用による生産性向上の取組を通じて従事者の処遇改善、もって社会的地位向上に資することを目的とする。

(テクノロジー導入に関する理解促進)

第3条 法人とNCCUは、テクノロジーの導入に際して、あらかじめテクノロジー活用によるメリット等の導入の目的について十分に周知し、理解促進を行うとともに従事者の不安の把握と解消に努める。

(サービスの質の担保)

第4条 法人は、テクノロジーの導入にあたっては、導入機器の利用効果および従事者の機器使用に関する習熟度等について十分に検証を行うとともに、従事者の処遇やサービスの質が低下することのないよう努める。

(機器の選定について)

第5条 法人は、導入機器の選定に際して、リビングラボ等での実証により得られたテクノロジーの安全性や使用効果の評価・検証結果などを積極的に活用するとともに、あらかじめ機器を利用する従事者に意見を求めるよう努める。

(導入研修の実施について)

第6条 法人は、新たなテクノロジーの導入に際して、機器の誤使用による事故を未然に防止する目的で、機器の利用の方法に関する導入研修および習熟訓練を実施する等して、従事者が安心して安全に機器を活用できるように努める。

(緊急時対応のためのBCPの策定)

第7条 法人は、災害時の電源喪失や機器の故障など何らかのトラブルによって起こりうる事態を想定し、入所者・利用者の安全確保、サービスの継続、従事者の安全確保の観点を検討し、具体的対応方法について、BCPに定めるよう努める。

(導入後の課題対策について)

第8条 法人とNCCUは、テクノロジーの導入を起因とする、従事者が抱える不安・不満および現場での課題の把握に努めるとともに、これらの解消に向けて労使が協力して取り組む。

(相談窓口の設置とその周知)

第9条 法人とNCCUは、従事者からのテクノロジーの導入・活用に関する相談や苦情への対応のための「相談窓口」を設置するとともに、その周知を行う。

なお、「相談窓口」が法人として設置できない場合には、NCCUが応じることとする。

(相談・苦情の申し立て)

第10条 職場においてテクノロジーの導入・活用に関する相談や苦情がある従事者は、「相談窓口」に書面または口頭等で相談を申し出ることができる。

(疑義)

第11条 この協定の疑義の解明は、労使の代表によって行う。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、2023年6月1日より2024年5月31日までとする。

(協定の更新)

第13条 この協定の有効期間満了に際して、法人またはNCCUのいずれからも異議の申し出がないときは、さらに1カ年有効とみなし、2年目以降これを繰り返す。

以上

〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇

UAゼンセン
日本介護クラフトユニオン
会長 染川 朗